

# 厚生労働省における薬物乱用防止対策

令和5年度 薬物乱用対策推進地方本部全国会議

令和6年3月12日

厚生労働省 医薬局監視指導・麻薬対策課

# 薬物乱用対策の推進体制

## 内閣

### 犯罪対策閣僚会議

### 薬物乱用対策推進会議

副議長

国家公安委員会委員長  
法務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
国土交通大臣

議長 厚生労働大臣

構成員 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）  
総務大臣  
外務大臣  
経済産業大臣

※平成20年12月閣議口頭了解により犯罪対策閣僚会議に統合、本部から会議となる  
平成27年1月閣議決定に基づき、平成29年4月1日に厚生労働省に薬物乱用対策にかかる総合調整権限が移管。

### 庶務

○厚生労働省

警察庁、法務省、財務省、文部科学省、国土交通省、その他関係行政機関の協力を得て、厚生労働省において処理。

### 幹事会

議長 厚生労働省 医薬局長

内閣官房 内閣審議官（副長官補付）  
内閣広報官  
警察庁 生活安全局長  
刑事局長  
刑事局組織犯罪対策部長  
消費者庁 次長  
こども家庭庁 成育局長

総務省 大臣官房総括審議官  
法務省 政策立案総括審議官  
外務省 総合外交政策局長  
財務省 関税局長 主計局長  
文部科学省 初等中等教育局長  
経済産業省 製造産業局長  
国土交通省 総合政策局長  
海上保安庁 次長

推進本部  
平成9年 1月17日閣議決定  
平成12年12月26日一部改正  
平成17年12月27日一部改正  
平成18年 4月28日一部改正  
平成19年10月 9日一部改正  
推進会議  
平成20年12月26日閣議口頭了解  
平成29年 3月24日一部改正（同年4月1日施行）  
（基本方針）  
平成29年 3月24日閣議決定

平成10年5月 薬物乱用防止五か年戦略  
平成15年7月 薬物乱用防止新五か年戦略  
薬物密輸入阻止のための緊急水際対策  
平成20年8月 第三次薬物乱用防止五か年戦略  
平成22年7月 薬物乱用防止戦略加速化プラン  
平成24年8月 合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策  
平成25年8月 四次薬物乱用防止五か年戦略  
平成26年7月 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策  
平成30年8月 第五次薬物乱用防止五か年戦略  
令和5年8月 第六次薬物乱用防止五か年戦略

### 薬物乱用対策推進地方本部（全都道府県設置）

- ・本部長 知事等
- ・本部員 都道府県職員（関係部局、教育委員会及び警察本部職員）  
国出先機関職員（入国管理局、税関、地方厚生局麻薬取締部、海上保安本部、保護観察所、少年鑑別所 等）

# 第六次薬物乱用防止五か年戦略の課題

～巧妙化するサイバー空間を悪用した薬物犯罪手口への対応強化と大麻乱用期の早期沈静化に向けて～

## 現状と今後の課題

### 現状

政府は、平成10年5月に第一次となる「**薬物乱用防止五か年戦略**」を策定して以降、平成30年8月の第五次五か年戦略まで、4度の改訂を実施

#### ① 薬物生涯経験率の低水準の維持

○諸外国と比して、薬物生涯経験率が極めて低水準

【参考】各国薬物生涯経験率

単位:%

	日本	フランス	ドイツ	イタリア	イギリス	アメリカ	カナダ
大麻	1.4	40.9	23.1	31.9	29.2	44.2	41.5
覚醒剤	0.3	2.2	3.1	2.8	10.3	4.9	4.8

### 今後の課題

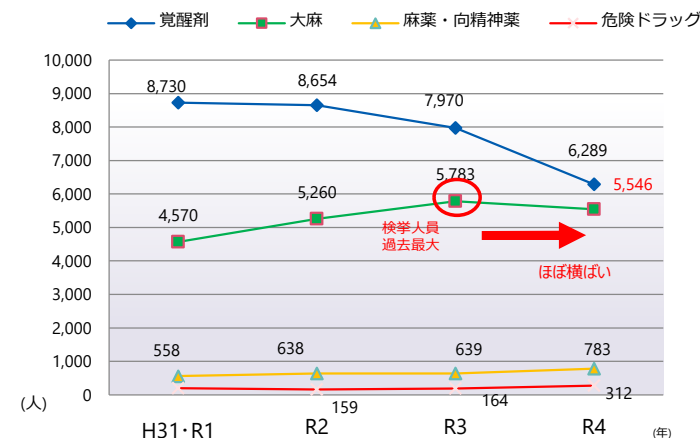
#### ① 若年層を中心とした大麻乱用拡大への対応

- 30歳未満の検挙人員の割合が、約7割
- 一部の国における嗜好用途の解禁等の影響によるインターネット上の誤情報の流布

我が国は、**大麻乱用期の渦中**

#### ② 近年の薬物情勢

- 覚醒剤事犯の検挙人員が減少傾向
- 一方で、大麻事犯の検挙人員が**上昇傾向**（令和3年に過去最多を更新）
- 結果として、全薬物事犯の検挙人員は、**1万4千人前後の横ばい**



#### ② 再乱用防止への対応

- 覚醒剤事犯の再犯者率が約7割かつ上昇傾向

#### ③ サイバー空間の悪用への対応

- SNS、暗号資産等を悪用したサイバー空間における薬物密売市場の急速な拡大や「闇バイト」による密輸事犯の増加

#### ④ 水際対策への対応

- 国際的な人の往来増加による薬物密輸入リスクの増加

#### ⑤ 複雑化する薬物密輸ルートへの対応

- 薬物の仕出地（国）、中継地（国）の広域化

## 戦略策定上の重要項目

#### ① 大麻乱用期への総合的な対策の強化

- 啓発活動の強化
  - ・デジタルツール等を用いた若年層に対する効果的な啓発活動による規範意識の向上
- 大麻乱用者に特化した再乱用防止の取組の強化
  - ・効果的な動機付け等の検討
- 大麻事犯に対する取締りの徹底による大麻乱用期の早期沈静化
  - ・乱用者のみならず、栽培や密輸事犯に対する徹底した取締りによる供給遮断

#### ② 再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化

- 「薬物乱用者＝薬物依存症患者」としての回復支援
  - ・薬物乱用者は、犯罪をしたものであると同時に、治療を必要とする薬物依存症患者である場合があることへの理解
- 薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止と社会復帰支援策の充実
  - ・地域社会の一員として、社会全体での長期的な支援

#### ③ サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化

- 秘匿性の高いメッセージアプリ、ダークウェブ、暗号資産等を用い、巧妙化する犯罪手口への対応強化
  - ・通信記録や資金の流れ等の解明するための捜査技術・手法の向上
- SNSで募った「闇バイト」による薬物密輸への関与に対する取締り強化

#### ④ 国際的な人の往来増加への対応強化

- 水際における薬物取締体制の拡充
- 訪日外国人・海外渡航者への注意喚起の推進

#### ⑤ 薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

- 仕出国、中継国となっている国・地域の捜査機関との国際的な連携強化
- 予防政策を含む、世界的に誇る我が国の薬物政策の理解獲得の強化

# 第六次薬物乱用防止五か年戦略（概要）

令和5年薬物乱用対策推進会議決定

## 戦略策定に向けた5つの視点

- ・大麻乱用期への総合的な対策の強化
- ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化
- ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化
- ・国際的な人の往来増加への対応強化
- ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

## 5つの目標

### 目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- ＜大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知＞
  - 薬物乱用防止教室の充実強化
  - 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上
- ＜国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化＞
  - 海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施
  - 諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資材への反映
- ＜デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化＞
  - 青少年の目に触れやすい広報媒体の活用
  - 科学的知見に基づく情報の広報・啓発資材への反映による内容の充実

### 目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- ＜関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施＞
  - 刑事司法関係機関等による社会復帰支援の推進
  - 大麻事犯の特性に対応した指導・支援の推進
- ＜治療等を提供する医療機関等の充実・強化＞
  - 認知行動療法等の治療や回復プログラムの更なる充実
  - 治療が可能な医療従事者育成のための研修の充実
- ＜大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討＞
  - 薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進
  - 支援方針の研究及び支援による効果検証の推進

### 目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- ＜薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進＞
  - 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
  - 合同捜査・共同摘発の推進
- ＜巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り＞
  - サイバー空間を利用した薬物密売事犯への対応強化
  - 大麻乱用期の早期沈静化に向けた徹底した取締り
- ＜新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制＞
  - 未規制物質や大麻濃縮物等の新たな規制薬物への対応
  - 未規制物質等の迅速な指定の推進

### 目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- ＜密輸手口の分析と情報共有等を通じた水際取締り体制の強化＞
  - 関係機関や事件等を通じた情報収集の推進
  - 合同取締訓練実施による取締体制の連携・能力向上
- ＜大麻、大麻製品等の密輸事犯の対応強化＞
  - コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用
  - 関係機関による捜査手法の共有及び連携強化
- ＜国際的な人の往来増加への対応としての水際対策＞
  - ウェブサイト等を活用した規制薬物情報の広報・啓発強化
  - 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発の実施

### 目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- ＜各国・地域間の違法薬物密輸・取引情報等の収集及び体制の強化＞
  - 薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化
  - 国際機関等との情報共有体制の強化
- ＜我が国の薬物乱用政策の積極的な発信＞
  - 国際的な理解獲得のための積極的な発信
  - 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携
- ＜海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化＞
  - 薬物仕出国等に対する技術支援等を通じた連携強化
  - 薬物仕出国等への職員派遣を通じた国際的な連携強化

※項目は主なものを記載

# 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正について

(令和5年12月6日成立・13日公布)

## 改正の経緯

- **令和3年1月～6月** 「大麻等の薬物対策のあり方検討会」の開催。とりまとめにおいて、「大麻から製造された医薬品の施用規制の見直し」、「大麻草の部位規制からTHC等有害成分に着目した規制へ見直し」、「大麻の「使用」に対する罰則の導入」が示された。
- **令和4年4月～9月** 厚生科学審議会に「大麻規制検討小委員会」を設置。「大麻等の薬物対策のあり方検討会」のとりまとめを踏まえ、大麻取締法・麻薬及び向精神薬取締法の改正に向けた技術的な検討を開始。小委員会のとりまとめにおいて、下記改正の方向性が示された。
  - ① 医薬品の施用規制の見直しによる医療ニーズへの対応
  - ② 大麻使用罪の創設と有害成分（THC）に着目した成分規制の導入
  - ③ 製品の適切な利用と製品中のTHC濃度規制
  - ④ 大麻草の栽培及び管理の規制の見直し
- **令和5年1月12日** 医薬品医療機器制度部会にて、上記とりまとめが了承。
- **令和5年10月24日** 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案 閣議決定・国会提出
- **令和5年12月13日** 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律 公布

## 国会審議の状況

- **衆議院**
  - 令和5年11月8日 厚生労働委員会 提案理由説明
  - 令和5年11月10日 厚生労働委員会 質疑・参考人の意見陳述・参考人に対する質疑 賛成多数により可決
  - 令和5年11月14日 本会議 賛成多数により可決
- **参議院**
  - 令和5年11月16日 厚生労働委員会 提案理由説明
  - 令和5年11月30日 厚生労働委員会 参考人の意見陳述・参考人に対する質疑
  - 令和5年12月5日 厚生労働委員会 質疑 賛成多数により可決
  - 令和5年12月6日 本会議 賛成多数により可決・成立

# 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正について

(令和5年12月6日成立・13日公布)

## 改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。

(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）

「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

### 2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。

(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）

- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

### 3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】 (※) 大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。

- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下の大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。

(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等の大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。

- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする

等

## 施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）

# 危険ドラッグ対策と指定薬物について

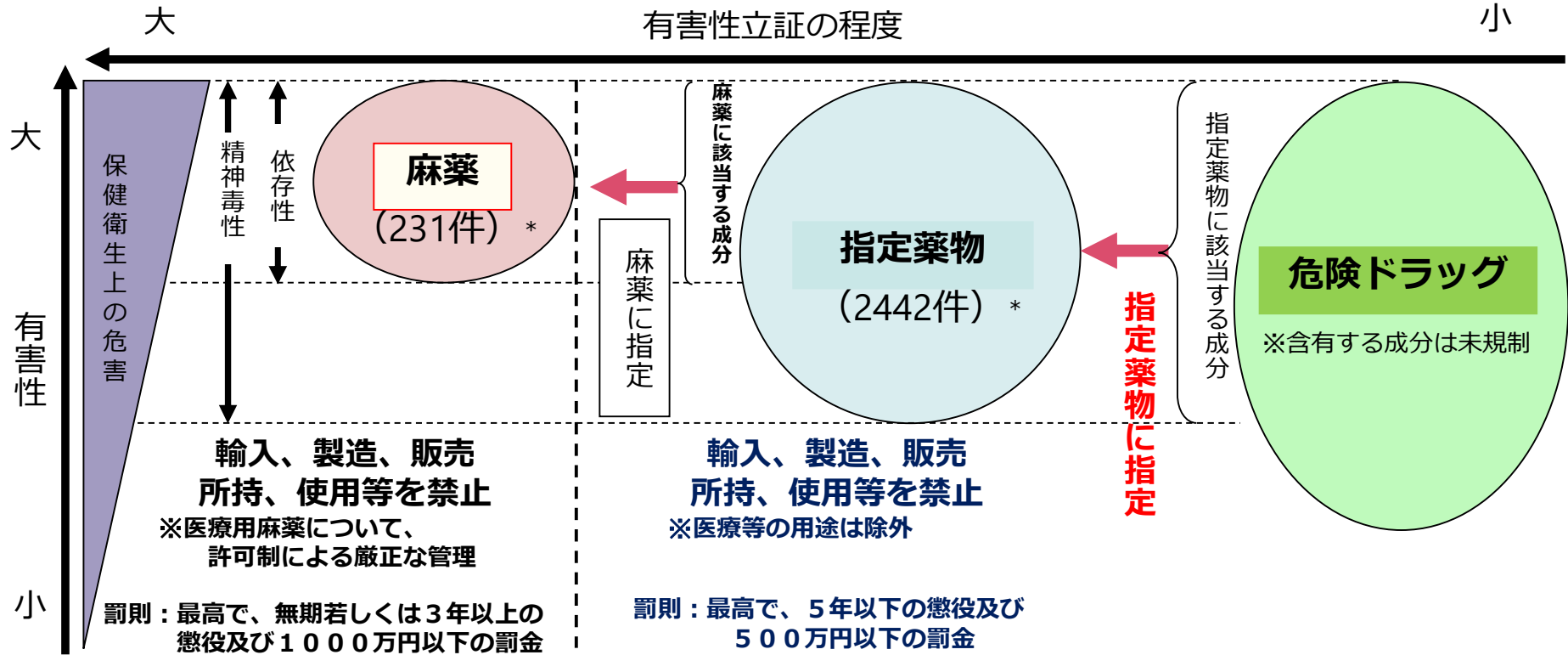
危険ドラッグとは、一般に、麻薬や覚醒剤及び大麻の成分に類似した構造の未規制物質を含有し、人に使用された場合に保健衛生上の危害のおそれがあるもの。

\* 令和6年3月時点



**指定薬物**

精神毒性（幻覚、中枢神経系の興奮・抑制）を有する蓋然性が高く、人に使用された場合に保健衛生上の危害のおそれがある物質を指定する。  
→指定された薬物について、あらかじめ定めた正当な用途以外の製造、輸入、販売、所持、使用等を規制することにより、乱用を防止



麻薬及び向精神薬取締法による規制

医薬品医療機器等法による規制

# 危険ドラッグへの取組について（令和4年～）

## 【危険ドラッグの流行の再燃】

- 令和4年（2022年）以降、平成27年（2015年）までと異なるタイプの危険ドラッグの市場流通を確認。指定薬物に係る医薬品医療機器法違反件数が、令和4年（2022年）に対前年に比して倍増しており、危険ドラッグ流行再燃の兆しが見え始めた。
- この流通実態に対応し、次の指定薬物を順次指定してきた。
  - ・令和4年3月 HHC、THCPの指定
  - ・令和5年3月 THCO、HHCOの指定
  - ・令和5年7月 THCHの指定
  - ・令和5年8月 THCV等の包括指定
- 令和5年3月以降、救急搬送等の健康被害事例が少なくとも9件報告される。7月までに健康被害を発生させた疑いの販売店舗を特定し、麻薬取締部・都道府県が立入検査を実施。
- 令和5年（2023年）8月から危険ドラッグ販売店舗数と健康被害の全国実態調査を実施。
  - ・危険ドラッグ販売店舗289店舗（ネット販売等含む）を確認。
  - ・健康被害情報 令和5年16件、令和4年8件を確認。
- 令和5年9月 危険ドラッグ対策会議を開催  
（関係省庁のほか麻薬取締部・警察の捜査機関での対応強化の会議）

## 【現在の流行状況の理由】

- 近年の先進国での娯楽用大麻の解禁情報など、大麻に対する関心の高まり
- 大麻含有のテトラヒドロカンナビノール（THC）に類似する危険ドラッグ成分を「合法大麻」として販売する広告等の影響
- 抵抗感のない、使用が容易な危険ドラッグ形態の流通（以前はお香などの形態が主であったが、現在はVapeやグミ、キャンディーなど）

## 【今後の対策】

- 指定薬物の新規指定、現在流行するタイプの危険ドラッグに対しての迅速な指定及び包括指定
- 危険ドラッグ販売店舗への立入検査、検査命令、販売等停止命令の発動
- 関係機関と連携した取締り強化

## 販売店舗等に対する立入検査の実施について（昨年のHHCHの対応まとめ）

「HHCH（エイチ・エイチ・シー・エイチ）」に関連する健康被害を踏まえ、さらなる健康被害の拡大を防止するため、11月17日に、麻薬取締部は警察や自治体と連携して東京都内3店舗、大阪府内2店舗に対する立入検査及び検査命令※<sup>1</sup>並びに販売等停止命令※<sup>2</sup>を実施。  
麻薬取締部での成分の検査結果では、HHCHが検出されたとの一報があった。

### （1）時系列

- 令和5年11月17日、全国麻薬取締部による立入検査を開始。
- 令和5年11月18日、立入検査で採取した製品から、**HHCH**を検出。
- 令和5年11月22日、HHCHを指定薬物として指定。
- 令和5年11月17日から27日までの間、健康被害を生じさせた「大麻グミ」の製造元を含む、HHCH製品販売店舗等、計43店舗等に対し、立入検査を実施。
- HHCH製品販売店舗に対しては、施行日（12月2日）までの間、市場流通を阻止するため、引き続き立入検査を実施予定。

#### ※1 検査命令

（医薬品医療機器等法 第76条の6第1項）

検査命令とは、厚生労働大臣又は都道府県知事が、指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品について、当該物品の検査を受けるべきことを命ずること。

#### ※2 販売等停止命令

（医薬品医療機器等法 第76条の6第2項）

販売等禁止命令とは、検査命令を受けた物品に対し、その結果が通知されるまで、同一の物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告を禁止すること。

### （2）立入検査の実施結果（11/17～27）

立入検査件数	検査命令数	販売等命令数	採取品目数	採取検体数
43	27	27	252	461

### （3）都道府県件数内訳

北海道	宮城	東京	神奈川	静岡	愛知	三重	大阪	香川	徳島	福岡	大分	熊本	沖縄
2	1	10	3	1	3	1	10	1	2	2	2	1	4

# HHCPを含む最新の包括指定 (1月6日施行)

ひと、暮らし、みらいのために

ホーム お問合せ窓口 よくあるご質問 サイト



文字サイズの変更 標準

御

テーマ別を探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医薬品・医療機器 > 薬物乱用防止に関する情報 > これまでのお知らせ > 指定薬物を指定する省令が公布されました

## 指定薬物を指定する省令が公布されました

令和5年12月27日に指定薬物として新たに1物質群を指定する省令(※1)が公布され、令和6年1月6日に施行されます。

今回指定された1物質群(※2)は、本年12月26日の薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会において指定薬物とすることが適当とされた物質です。

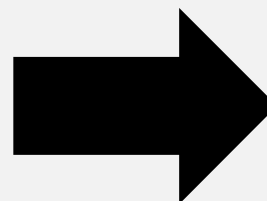
施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品の製造、輸入、販売、所持、使用等が原則禁止されます。

※1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び司法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第166号)

※2 新たに指定薬物に指定された物質

### ※2 新たに指定薬物に指定された物質

[物質群1] 省令名: 6a, 7, 8, 9, 10, 10a-ヘキサヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-6H-ジベンゾ[b, d]ピラン-1-オール(3位に直鎖状アルキル基(炭素数が3から8までのものに限る。))が結合する物であって、1位、3位及び6位以外にさらに置換基が結合していないもの及びこれらの塩類



物質群として包括される物質一覧

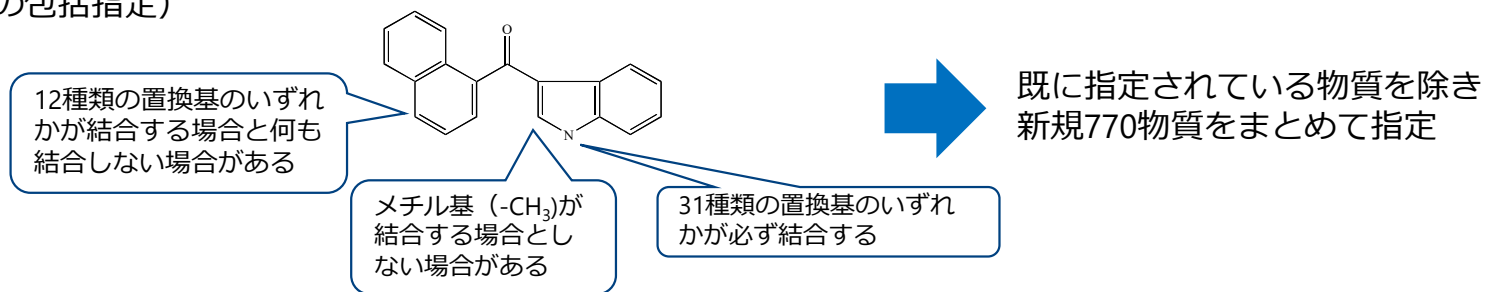
結合する炭素数 通称名	構造式
炭素数 3 HHCV	
炭素数 4 HHCB	
炭素数 5 HHC	
炭素数 6 HHCH	
炭素数 7 HHCP	
炭素数 8 HHC-Octyl, HHCjd	

# 包括指定制度について

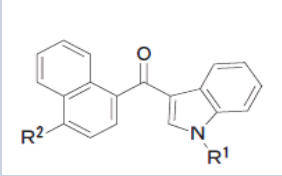
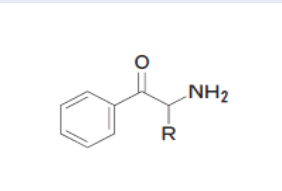
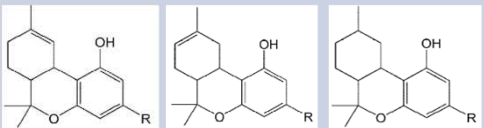
## 包括指定制度とは

- 化学構造の一部が共通する物質群をまとめて指定すること

(例：カンナビノイド系の包括指定)



## 指定実績

公布日（施行日）	包括化合物群	化合物群に含まれる数※
平成25年2月20日 (平成25年3月22日)	合成カンナビノイド 	770
平成25年12月13日 (平成26年1月12日) 平成27年5月1日 (平成27年5月11日)	合成カチノン 	1,334
令和5年8月31日 (令和5年9月10日) 令和5年12月27日 (令和6年1月6日)	カンナビノイド 	16

※包括指定を行った当時、化合物群に含まれる物質数 10



# これまでの検査命令と今回の検査命令の違いについて

**これまでの検査命令**

A店に対する  
・検査命令  
・販売等停止命令

**A店は販売等禁止**

合法大麻販売店 A

**A店以外は販売等可能**

合法大麻販売店 B

合法大麻販売店 C

検査命令・販売等停止命令は、命令をかけた当該店舗(正確には人)にのみ効力があり、他の店舗等には影響が及ばない。そのためA店に命令をかけたとしても、そのほかのB店やC店では、引き続き、同一商品について販売等を行うことが可能。

**今回の検査命令(広域禁止)**

A店に対する  
・検査命令  
・販売等停止命令  
・**広域禁止の告示**

**A店は販売等禁止**

合法大麻販売店 A

**全国の全ての店舗で販売等禁止  
インターネットの販売も禁止**

合法大麻販売店 B

合法大麻販売店 C

広域的に規制する必要があると認める物品について告示(官報)することにより命令店以外の店にも販売等を禁止できる。この禁止に違反した者に対しては、中止命令等を発することができ、中止命令に反したら、販売等禁止命令違反と同じ1年以下または100万円以下の罰金又は併科が可能。

※ 販売等：製造、輸入、販売、授与、販売又は授与の目的での陳列、広告

広域禁止は、あくまで製品の名称や外装を対象としたパッケージ規制であるため、事業者が他の製品名や外装に変更して販売等した場合は禁止対象にはならない。ゆえに物質名での指定、つまり、指定薬物としての指定が必要となる。(この広域禁止は指定薬物として指定するまでのつなぎの対応)

## これまでの対応のまとめ及び今後の方針

- 1 昨年11月の「HHCH（エイチ・エイチ・シー・エイチ）」を含む「いわゆる大麻グミ」による健康被害の発生を受けて、麻薬取締部は警察や自治体と連携して全国の販売店や製造関連事業所にも立入検査を行い、製品が確認された店舗や事業所に検査命令と販売等停止命令を実施した。
- 2 11月22日にはHHCHを医薬品医療機器等法の指定薬物に指定。施行日の12月2日には所持・使用・流通が一律禁止。
- 3 その後、店舗において類似のHHCPやTHCHO、1D-LSD等の化合物を含む製品が確認されたため、製品が確認された店舗や事業所に検査命令と販売等停止命令を実施するとともに、12月21日にこれら製品を広域的な製造、販売等を禁止する告示で指定し、店舗にかかわらず、販売等を禁止。
- 4 12月26日にHHCPを含む包括指定を省令で指定。
- 5 1D-LSDの健康被害の報告を受け、令和6年2月19日に1D-LSD製品を追加で広域的な製造、販売等を禁止する告示で指定し、店舗にかかわらず、販売等を禁止。
- 6 警察等とも密接に連携し、店舗への取締りを徹底するとともに、類似化合物が出現することも予測しながら、類似化合物の包括指定についても速やかに検討してまいりたい。

# 厚生労働省における啓発活動の取組について

○薬物乱用防止・大麻制度見直しに関するデジタル広報啓発事業

## 事業の概要

令和3年度より大麻に関心が高い者（ハイリスク層）をターゲットとして、デジタル広告をSNSやHP上に掲載し、特設サイトに誘導することで大麻の危険性等大麻に関する正しい情報の啓発を行っていた。

令和5年度では、大麻取締法が改正され、広く一般国民に対しても改正内容の周知が必要となることから、従来のハイリスク層に加え、広く一般国民（一般層）を対象としたデジタル広報を行う。

## ハイリスク層への啓発

令和5年12月特設サイト開設、デジタル広告配信開始

○モチーフをハイリスク層の心情に寄り添うものにし、相談窓口に繋がりやすくする工夫を行った。

○配信媒体

リスティング広告：Google、YAHOO!

バナー広告：X（旧Twitter）Instagram、Facebook

Googleの薬物関連記事、Smartnews

動画広告：Youtube、Tver、twitch

リンク：[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/campaign2024/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/campaign2024/index.html)

## 一般層への啓発

現在、特設サイト及びバナー広告について作成中

令和5年度中に特設サイト開設の予定。

### ▼ハイリスク層向け動画広告



### ▼ハイリスク層向け特設サイト



### ◀ハイリスク層向けバナー広告

# 厚生労働省における啓発活動の取組について

## ○危険ドラッグに係る広報啓発

### 背景

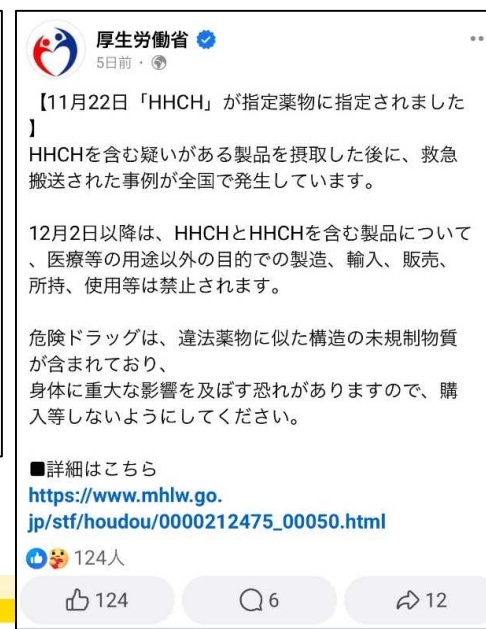
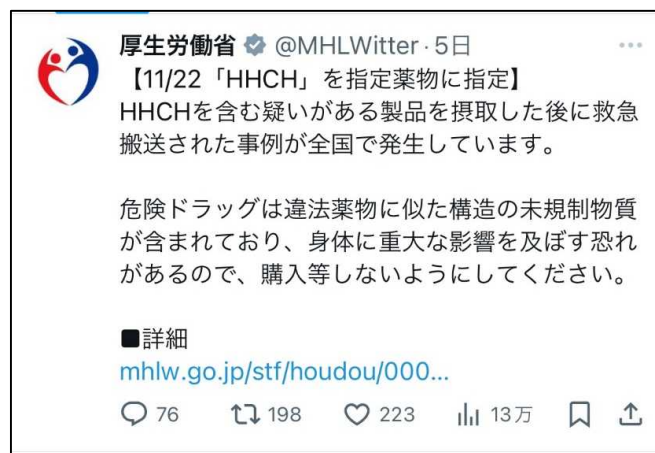
いわゆる大麻グミでの健康被害が相次いだことから、危険ドラッグの注意喚起を重点的に実施。

### 啓発の実施

- 関係省庁連名での注意喚起ポスターを作成  
また、併せてXへの投稿を行い、関係省庁と協力し  
リポスト等にて拡散（警察庁、法務省等）



## ○新規に指定薬物の指定にあたり、SNSでの周知を実施

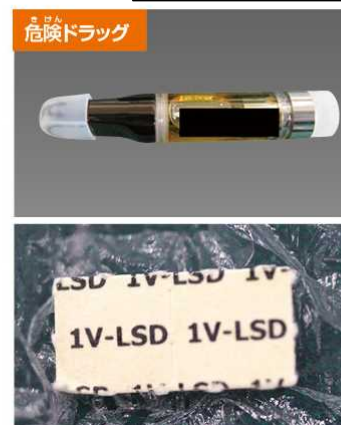


## ○啓発資材における危険ドラッグの記載の見直し

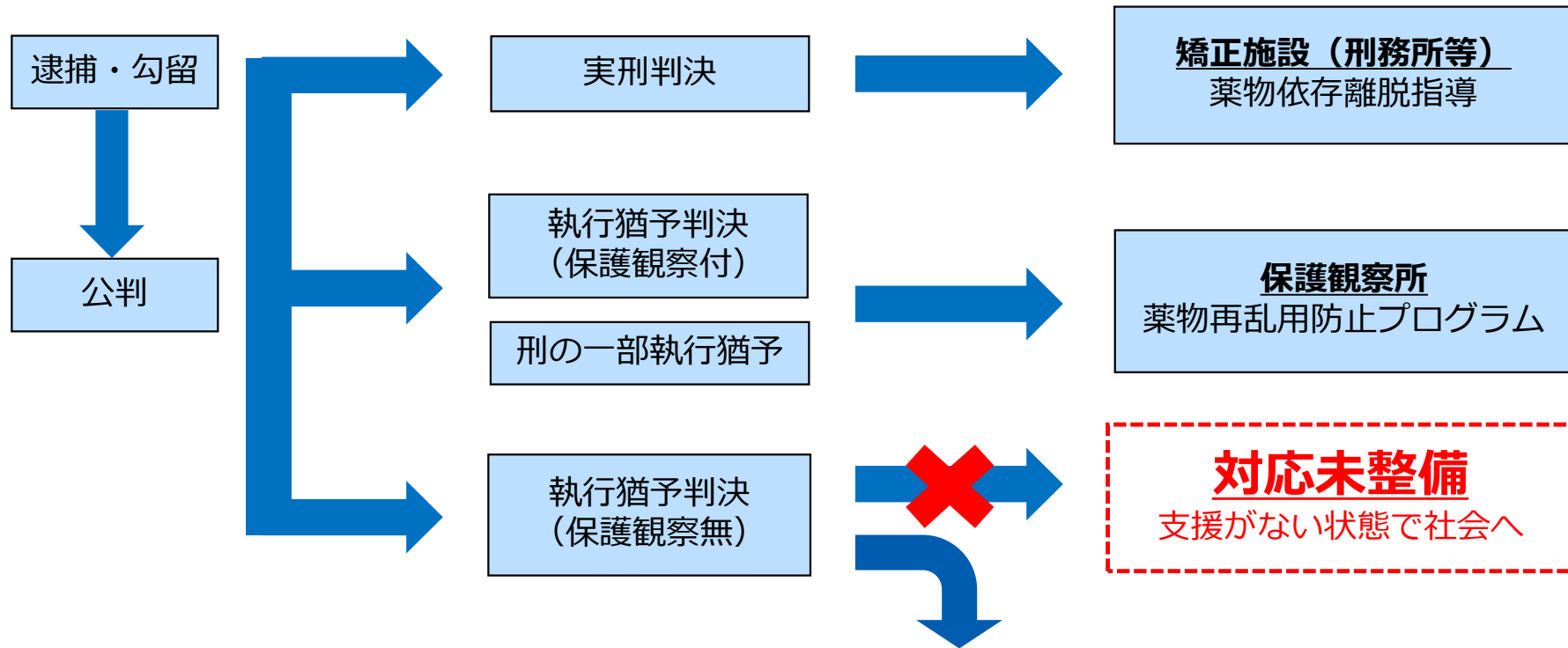
### 危険ドラッグとは？

危険ドラッグとは、麻薬などに似た化学構造を持つ有害で危険な物質を使用したものでかつては、「ハーブ」「アロマオイル」「バスソルト」などとして売られていました。2014年の法改正によって「指定薬物」に指定され、規制強化により2015年に販売店舗はゼロになったものの、インターネット上では、販売が続いていました。最近では再び販売店舗があらわれ、カートリッジ入りの「リキッド」や「グミ」「クッキー」などのお菓子の形態で、「合法」とうたって販売されています。

危険ドラッグは、身体にどんな影響を及ぼすのかわからない危険なものがほとんどで、呼吸困難や異常行動を起こしたり、死に至ることもあります。また、乱用による健康被害だけでなく、傷害事件や交通事故等で他人を巻き込む事例が多数報告されています。



# 薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業



## 麻薬取締部による再乱用防止対策プログラム

執行猶予判決（保護観察無）を受けた薬物事犯者（初犯）等を中心に再乱用防止に向けた支援を実施。

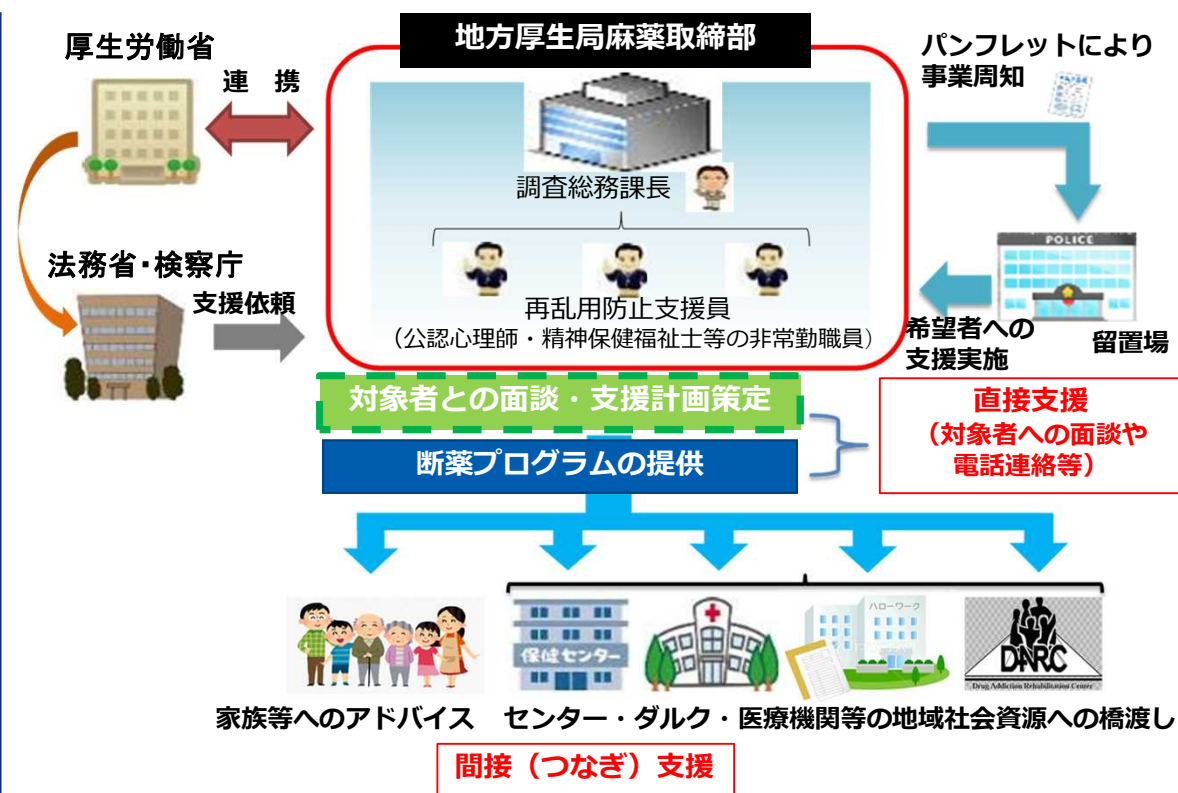
- ①直接支援：支援対象者との面談、断薬プログラムの提供。
- ②間接支援：センター・ダルク・医療機関等の地域社会資源への橋渡し。
- ③家族支援：対象者の家族への電話連絡や面談。

令和6年度当初予算案 1.4億円 (85百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 令和元年より、薬物事犯者（初犯）等を中心に、再乱用防止に向けた支援に取り組むとともに、令和3年度からは、関係省庁との連携を進め、本事業への組み入れ拡充に向けた取り組みを試行的に一部地区において実施しているところ。
- 令和5年3月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」では、本事業の拡充に向けた検討を行うことが求められるとともに、令和5年8月に公表された「第六次薬物乱用防止五か年戦略」では、再乱用防止策を充実させるべきとされた。
- 更に、今般成立した大麻取締法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、大麻を含む薬物事犯者の再乱用防止のため、薬物事犯者に対する長期的な支援を目指した総合的な取組の検討が求められており、本事業の拡充が必要な状況である。

## 2 事業の概要・スキーム



(事業の概要)

- 支援対象者である薬物事犯者（初犯）等に対して、対象者と面談を行い、面談の結果を踏まえた断薬プログラム等の直接支援等を実施。

(主な拡充内容)

- 関係省等との連携を進め、本事業への組み入れ拡充に向けた試行的取り組みを全国に拡大。

- 体制強化に伴う、直接支援を実施する再乱用防止支援員の増員等【拡充】**

## 3 実施主体等

国（麻薬取締部）

## 4 事業実績

・整備状況  
(令和5年4月現在)

再乱用防止支援員：17名  
再乱用防止支援員補助員：6名

・支援実施状況  
(令和4年12月現在)  
対象者数：79名

# 參考資料

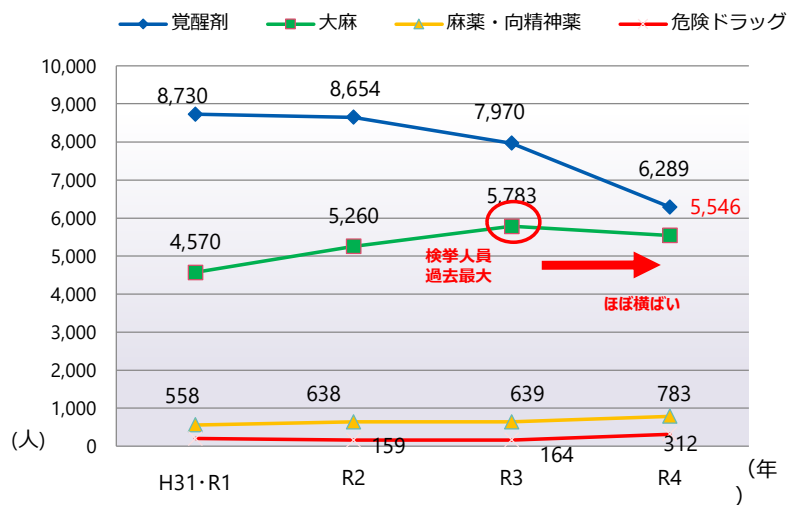
# 第五次薬物乱用防止五か年戦略中における検挙人員等の推移について

## ●検挙人員

単位:人

	H30	H31/R1	R2	R3	R4
薬物全体(含危険ドラッグ)	14,755	14,060	14,726	14,572	<b>12,933</b>
薬物全体	14,322	13,860	14,567	14,408	<b>12,621</b>
覚醒剤(全体)	10,030	8,730	8,654	7,970	<b>6,289</b>
(青少年)	1,285	1,151	1,114	1,156	<b>918</b>
(少年)	98	97	99	115	<b>103</b>
大麻(全体)	3,762	4,570	5,260	5,783	<b>5,546</b>
(青少年)	2,007	2,622	3,511	3,934	<b>3,840</b>
(少年)	434	615	899	1,000	<b>917</b>
麻薬・向精神薬(向精神薬)	528	558	638	639	<b>783</b>
(67)	(80)	(49)	(35)	(41)	
危険ドラッグ	433	200	159	164	<b>312</b>
密輸入事犯(全体)	376	595	330	367	<b>443</b>
覚醒剤	172	357	143	95	<b>196</b>
大麻	95	122	103	145	<b>92</b>
麻薬・向精神薬	108	116	84	126	<b>155</b>

検挙人員推移



## ●薬物押収量

単位:kg

	H30	H31/R1	R2	R3	R4
覚醒剤	1260.7	2649.7	824.4	998.7	<b>475.3</b>
大麻	337.3	430.1	299.1	377.2	<b>330.6</b>

## ●覚醒剤事犯における再犯者率

単位:%

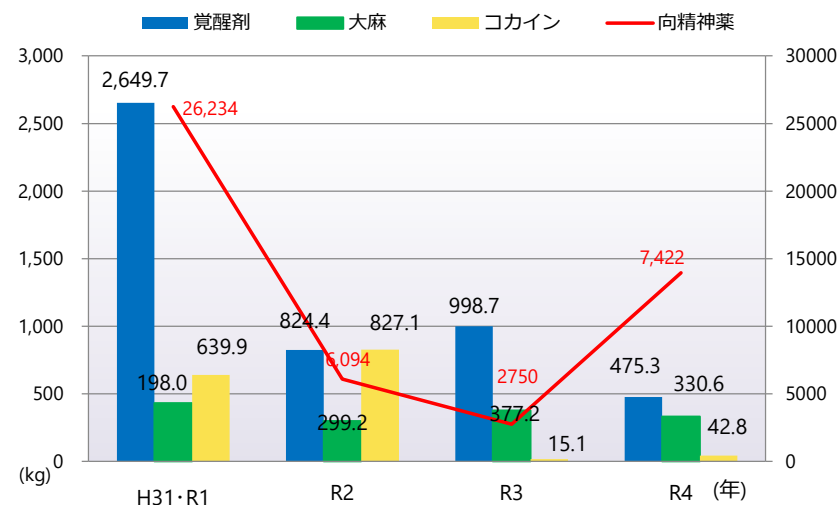
	H30	H31/R1	R2	R3	R4
再犯者率	65.9	66.0	68.6	66.9	<b>67.7</b>

## ●薬物乱用防止教室の開催率

単位:%

	H30	H31/R1	R2	R3	R4
開催率	83.2	未集計	未集計	75.0	未集計

押収量推移



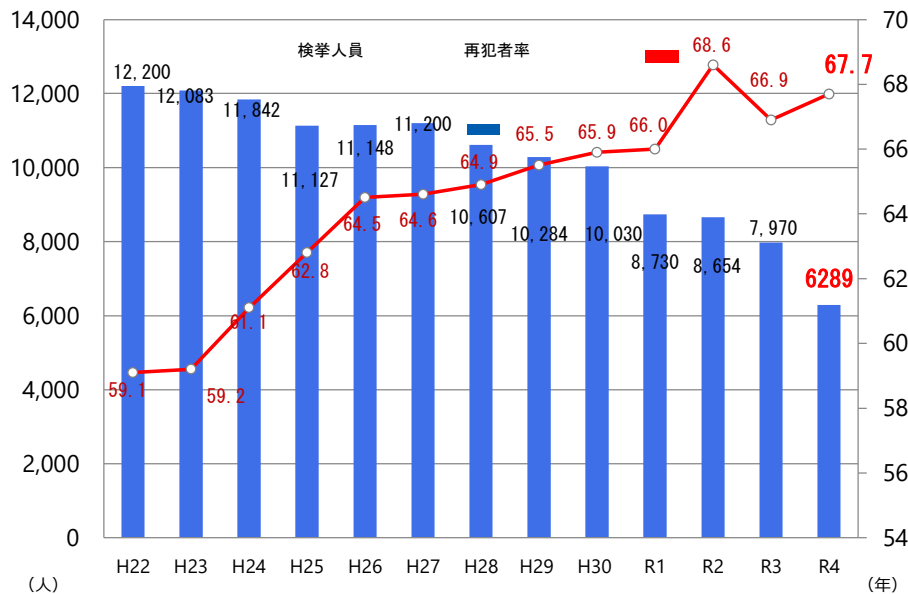
# 国内における主な乱用薬物の特徴について

## 覚醒剤と大麻における情勢

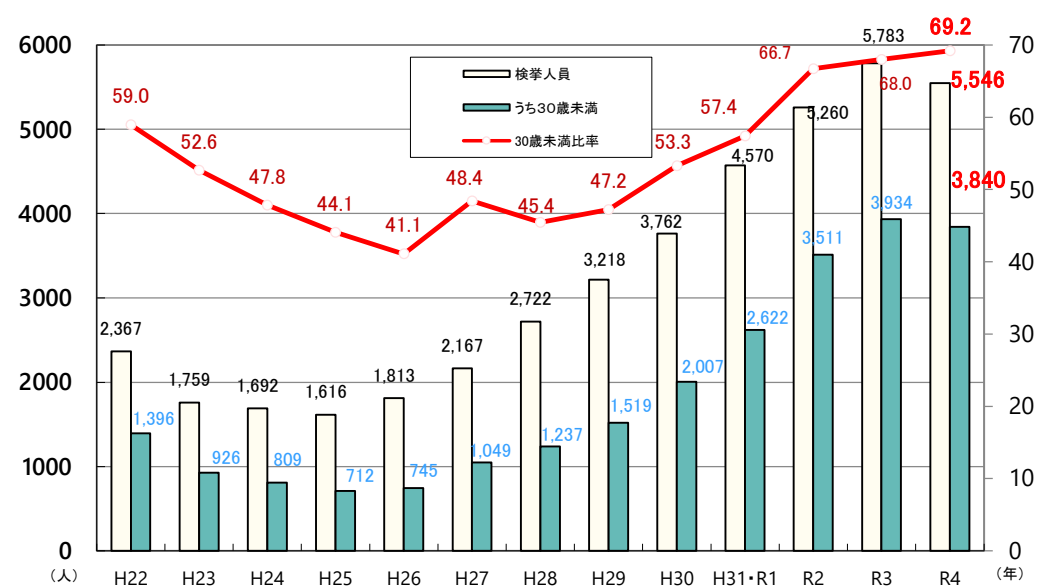
覚醒剤：我が国における令和4年の覚醒剤事犯の検挙人員は6,289人と4年連続で1万人を下回ったが、再犯者率は6割を超えており、依然として高水準で推移している。

大 麻：大麻事犯の検挙人員は、前年から237人減少して5,546人となったが、依然高水準で推移しており、乱用拡大に歯止めが効かない状況である。特に30歳未満の検挙人員の全体に占める割合は69.2%を記録するなど、若年層での大麻乱用の拡大が顕著となっている。

### 覚醒剤事犯検挙人員と再犯者率の推移



### 大麻事犯検挙人員と30歳未満比率の推移



# 大麻密輸事件の現状について

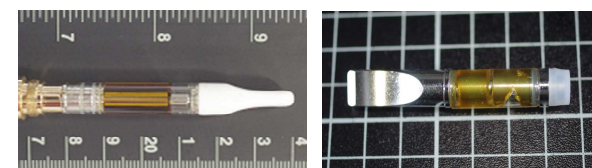
## 大麻密輸事件の摘発状況

- 令和4年の大麻密輸事件の摘発件数は148件（前年比26%減）と減少した一方、押収量は約431kg（同約2.8倍）と増加した。
- 大麻草の押収量は約315kg（同約14.5倍）と増加し、大麻樹脂等（大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。）の押収量は約117kg（同11%減）と減少した。
- 仕出地別の摘発件数では、アメリカが51%、次いでベトナムが15%であり、カナダが11%となり、北米で全体の約4割を占める。

## 大麻密輸事件の特徴

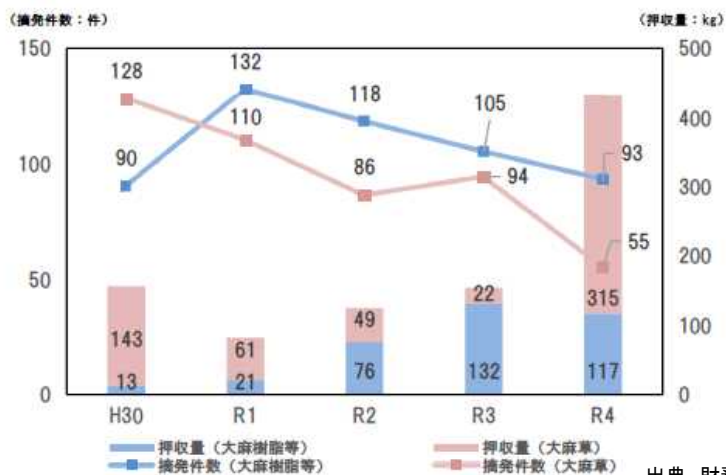
- 大麻リキッド（液体大麻）の密輸が増加しており、隠匿方法も巧妙化している。
- 送付先を空室宛にしたり、事情の知らない第三者を受取人とするなど密輸手口が悪質。
- ショットガン方式で密輸し、ある程度摘発されても密輸組織側のダメージが少ない。
- 輸入された薬物を受領できない場合でも密輸組織側が薬物受領をあきらめるのが早い。
- コントロールド・デリバリー捜査（CD捜査）を活用するも、事犯解明が困難な事件が多い。

【電子タバコ用カートリッジ入り大麻リキッド】

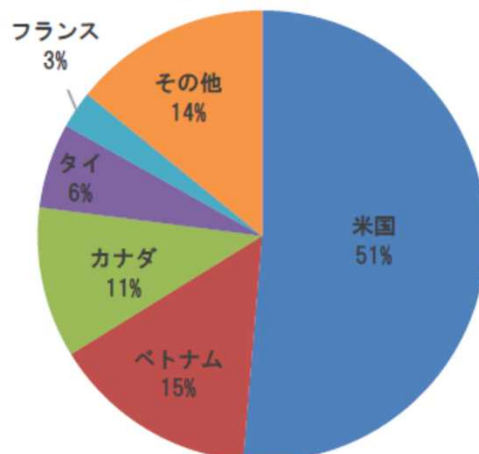


画像提供 厚生労働省 麻薬取締部

摘発件数と押収量の推移



仕出地別摘発件数



【はちみつの瓶内に大麻リキッドを隠匿した事例】



出典 財務省 令和4年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況より

画像提供 厚生労働省 麻薬取締部